

日南市創業支援事業補助金について

「日南市創業支援事業計画」に基づき、日南市内で創業を予定されている方に対して、創業に必要な費用の一部を助成します。

1 対象となる方

補助金申請の対象となる方は次の全てに該当する方です。

- (1) 日南市創業支援事業計画に位置付けた特定創業支援事業（創業塾）を受講した方、又は当該年度中に受講する予定がある方
- (2) 日南商工会議所、北郷町商工会、南郷町商工会いずれかの会員となり、継続的に経営指導を受ける（受ける予定である）方
- (3) 2年以上継続して市内で事業を行う見込みである方
- (4) 税金を滞納していない方

※市内に事業所（法人の場合は所在地）を置き、日南市内に住民票を有する方又は予定の方（法人の場合は代表者）が申請の対象となります。（予定者については、実績報告時まで日南市内に住民票がある方に限ります。）

2 補助対象となる創業

認定連携創業支援事業者（日南商工会議所・北郷町商工会・南郷町商工会）の支援を受けて創業計画書を作成して行う創業とします。

※既に創業しており、新たな事業の開始又は事業規模の拡大のいずれかに該当する場合は、公的機関による新規事業の証明が必要となります。（例：宮崎県経営革新認定等）

3 補助の内容

補助率	2 / 3
補助上限額	30万円
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none">・ 起業、創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費（公課金は除く。）・ 店舗等に係る設備工事費（修繕費含む。） ※但し、住宅兼店舗の場合は、店舗・事務所専有部分に係るもの（明確に区分できる構造になっているものに限る。）。・ 店舗等に係る賃借料・ 広告宣伝費（新聞広告、ホームページ、ポスター、チラシの作成費等）・ 備品購入費（事業開始にあたり必要なもので、1品あたり税抜き1万円以上ものに限る。）※但し、スマートフォン、パソコン、カメラ等（汎用性が高く、目的外使用になりえるもの）は対象外とする。

4 補助金の申請

補助金申請を検討される方は、事前に日南市産業経済部 商工政策課まで御相談ください。

5 問い合わせ先

日南市産業経済部 商工政策課 商工係
TEL：0987-31-1169 FAX：0987-31-1230
E-mail：syoko@city.nichinan.lg.jp